

○清須市ホテル等建築の規制に関する条例

平成17年7月7日条例第139号

改正

平成19年9月28日条例第26号  
平成21年6月30日条例第84号  
平成30年6月27日条例第23号

清須市ホテル等建築の規制に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、ホテル等の建築に必要な規制を行うことにより、住民の善良の風俗及び健全な生活環境を保持し、並びに青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ホテル等」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業の用に供することを目的とする施設をいう。

（同意）

第3条 ホテル等を建築しようとする者（以下「建築主」という。）は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認の申請書を提出する前に、市長の同意を得なければならない。

2 前項に規定する市長の同意を得ていない場合は、建築してはならない。

（同意の基準）

第4条 市長は、前条の規定により、建築主から同意を求められた場合において、ホテル等の建築場所が次に掲げる施設等（当該施設等の用に供するために計画されているものを含む。）の付近及び地域であるときは、これに同意しないものとする。ただし、善良の風俗が損なわれることなく、生活環境上支障がないと認められる場合は、この限りでない。

（1）学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、第124条に規定する専修学校及び第134条に規定する各種学校

（2）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設

（3）医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院及び診療所

（4）社会教育法（昭和24年法律第207号）第20条に規定する公民館

（5）都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園

（6）老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条に規定する老人福祉施設

（7）地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設

（8）市立学校への通学路

（9）住宅地域

（10）前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める場所

（審査会）

第5条 市長の諮問に応じ、ホテル等の建築について審議するため、清須市ホテル等建築審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから必要の都度市長が委嘱する。

（1）市議会議員

（2）学識経験者

（3）地域住民の代表者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

（委任）

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年7月7日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の西枇杷島町旅館建築の規制に関する条例（昭和46年西枇杷島町条例第18号）、清洲町ホテル等建築規制条例（昭和58年清洲町条例第14号）又は新川町モーター類似施設建築規制条例（昭和59年新川町条例第1号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

（春日町の編入に伴う経過措置）

3 春日町の編入の日の前日までに、編入前の春日町ホテル等の建築の規制に関する条例（平成8年春日町条例第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年9月28日条例第26号）

この条例は、規則で定める日から施行する。（平成19年規則第38号で、平成19年12月26日から施行）

附 則（平成21年6月30日条例第84号）

この条例は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。